

神奈川県における 自主的な市町村の合併の推進に関する構想

(相模原市・津久井郡城山町・津久井郡藤野町に限る)

平成18年11月30日

神奈川県

目次

	頁
I 構想策定の趣旨	1
II 構想	2
1 市町村の現況及び将来の見通し	2
(1) 県北地域における合併協議の経緯	2
(2) 新市の概況とまちづくりの将来見通し	3
ア 新市の概況	3
イ 新市のまちづくりの基本方針	4
2 県の支援措置	5
3 県北地域の市町村合併にかかる基本的事項	6
(1) 相模原市、城山町、藤野町における合併の背景と必要性	6
ア 総合的・効果的な施策の展開	6
イ 効率的な行財政運営の推進	7
(2) 神奈川県市町村合併推進審議会における議論	7
4 構想対象市町村	10
(1) 本構想における対象市町村	10
(2) 構想に位置付ける意義	10
5 全体構想との関係	11

I 構想策定の趣旨

昨年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（以下、「合併新法」という。）においては、都道府県が、条例により設置する市町村合併推進審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴きながら、自主的な合併が必要と認められる市町村を対象に、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（以下、「構想」という。）を策定することが要請されている。

本県においては、昨年10月に審議会を条例設置し、知事の諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」に基づき審議がなされ、本年11月27日に答申がなされた。

県では今後、審議会の答申を踏まえ構想策定に着手し、合併新法のもとの市町村合併の推進についての基本的考え方等について、明らかにしていく予定である。

一方、本県の県北地域に位置する相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町については、総務大臣告示により、来年3月11日に合併することがすでに決定しており、県においても、本年9月5日に「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」を策定し、具体的な支援を図っている。

さらに、相模原市、城山町、藤野町からは「合併準備に対する国からの財政支援措置を確実なものとするため、国の新市町村合併支援プランに基づく支援を受けることができるよう、1市2町を合併新法に基づく「構想」へ位置づけられたい」旨の要望がなされている。

こうした状況に鑑み、審議会の答申を踏まえたうえで県が今後策定する「構想」に先行して、相模原市、城山町、藤野町を構想対象市町村とする「構想」を次のとおり定めるものである。

Ⅱ 構想

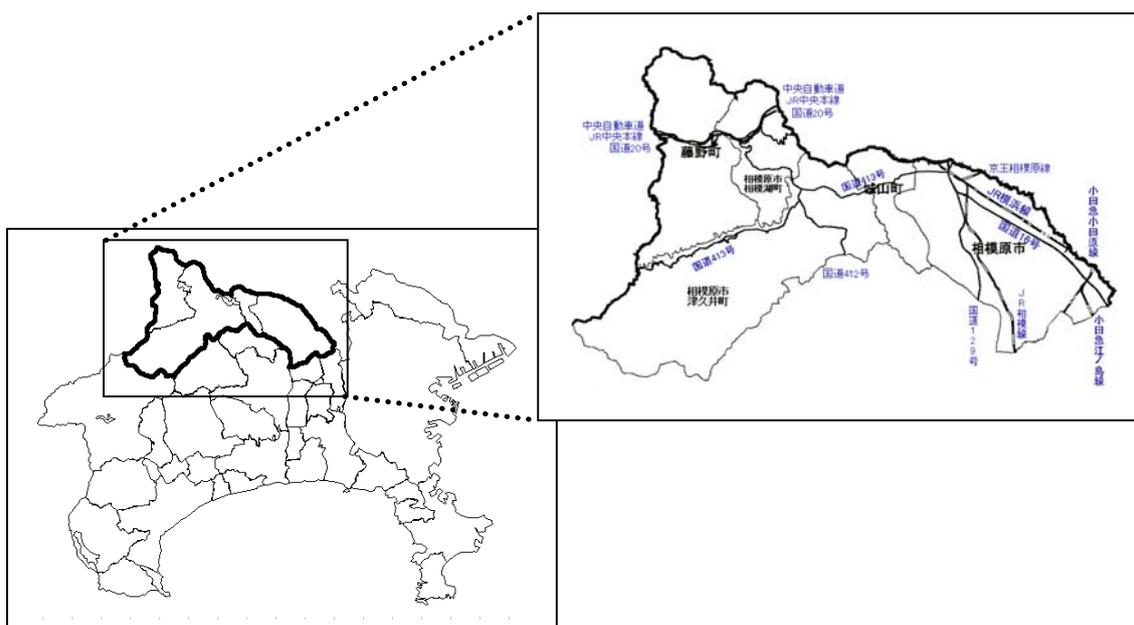
1 市町村の現況及び将来の見通し

(1) 県北地域における合併協議の経緯

神奈川県北部に位置する相模原市と、同市の北西部に隣接する津久井郡4町（城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）における合併検討は、平成15年7月に当時の津久井郡4町長が、相模原市長に対し、合併協議の申入れを行ったことに端を発している。

その後、地域において様々な検討が行われ、この1市4町が同時期に合併するには至らなかったが、まず、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「旧合併特例法」という。）に基づき、本年3月20日に津久井町、相模湖町を相模原市に編入する合併が行われ、現在の相模原市が誕生した。

一方、相模原市と藤野町においては、昨年4月1日に、また、相模原市と城山町においては、本年4月12日に、それぞれ合併新法のもとで、合併協議会が設置され、その後の手続により、相模原市と藤野町については、本年8月7日付けで、相模原市と城山町については、本年11月2日付けで、藤野町、城山町の区域を相模原市に編入する合併について、それぞれ総務大臣告示がなされ、来年3月11日に1市2町が合併することが確定した。



(県北地域における合併協議の動向)

15年7月	津久井郡4町長が相模原市長に合併協議の申入れ
(相模原市、津久井町、相模湖町の協議)	
17年2月15日	相模原市、津久井町、相模湖町が合併協議会を設置
17年8月12日	相模原市、津久井町、相模湖町の合併について総務大臣告示
18年3月20日	相模原市、津久井町、相模湖町が合併し相模原市となる。
(相模原市、藤野町の協議)	
17年4月1日	相模原市、藤野町が合併協議会を設置
18年8月7日	相模原市、藤野町の合併について総務大臣告示
19年3月11日	相模原市、藤野町が合併し相模原市となる予定
(相模原市、城山町の協議)	
18年4月12日	相模原市、城山町が合併協議会を設置
18年11月2日	相模原市、城山町の合併について総務大臣告示
19年3月11日	相模原市、城山町が合併し相模原市となる予定

(2) 新市の概況とまちづくりの将来見通し

ア 新市の概況

合併によって、新市は人口規模においては、県内市町村のうち、政令指定都市である横浜市、川崎市に次いで第3位となる約70万人を有し、面積においては、横浜市に次ぐ第2位の約330k㎡となる。

市町村名	人口 (人)	面積 (k㎡)	人口密度 (人/k㎡)
相模原市 (H18.3.20合併)	667,740	244.03	2,736
(旧相模原市)	628,698	90.40	6,954
(旧津久井町)	28,695	122.04	235
(旧相模湖町)	10,347	31.59	327
城山町	23,067	19.90	1,159
藤野町	10,823	64.91	166
新・相模原市 (H19.3.11合併予定)	701,630	328.84	2,133

人口：17年国勢調査確定値 面積：17年全国都道府県市区町村別面積調

イ 新市のまちづくりの基本方針

旧合併特例法のもとで合併した相模原市、津久井町、相模湖町においては、合併協議会が作成した「新市まちづくり計画」により、また、合併新法のもとで来年3月11日に合併を行う相模原市、藤野町及び相模原市、城山町においては、それぞれの合併協議会が作成した「合併基本計画」により、新市のまちづくりの基本方針を定めているが、いずれの計画もその考え方は同一である。

(新市の将来像)

新市は、東部では急速な都市化が進み、首都圏における広域的な役割を担う拠点都市として発展してきた一方、西部は県の重要な水源地域となっており、豊かな自然環境を有していることを踏まえ、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに、新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を活かした観光や芸術などを通じ、やすらぎと憩いの場を提供していくことが必要であるとしている。

このため、新市の将来像として「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」を掲げ、自然と産業が共存する活力ある地域として、さらに自立した都市づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが主体となり、将来にわたって安心して質の高い市民生活を実現できるまちづくりを目指すとしている。

(まちづくりの考え方)

地方分権時代にふさわしい新市を創っていくためには、合併による行政区域の拡大に伴い、地域に根ざしたきめ細かなまちづくりを進めることが、今まで以上に必要になることから、都市を経営するという視点に立ち、協働と分権によるまちづくりを進めるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠であるとしている。

このため、地域コミュニティやまちづくりを担う多様な主体の活性化を図り、都市内分権を進めることや、市政の計画・実施・評価の全ての段階における市民参加を促進し、市民のニーズが的確に反映された、市民の満足度を高める施策の展開、さらには、民間活力の積極的な導入やIT化の推進、事務事業や組織体制の見直しなど、最少の経費で最大効果のサービスを提供していく必要があるとしている。

2 県の支援措置

県では、旧合併特例法のもとで行われた相模原市、津久井町、相模湖町の合併にあたって、平成14年に策定した「神奈川県市町村合併支援指針」を踏まえ、これをさらに具体化するため、昨年8月に「相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針」を策定し、その合併を支援した。

相模原市、城山町、藤野町の合併は、合併新法のもとでの合併となり、先行した合併と比較すると、適用法令こそ異なるが、新市の将来像やまちづくりの考え方は同一であることから、旧合併特例法に基づく合併が行われた後の1市4町での合併に向けた2段階目の合併であると捉え、県では、先行した合併における支援策を踏まえ、本年9月に「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」を策定し、引き続き同地域での合併を支援することとした。

(相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針)

(1) 合併に関する住民への広報事業等への支援

1市2町が行う合併に伴う住民への広報（合併に伴う行政サービスの変化、住民生活にかかる諸手続の方法等）事業等に対し、市町村合併支援補助金により支援する。

(2) 合併基本計画に掲げる県事業の推進

合併基本計画に位置付けられている県事業については、県協議のうえ作成された趣旨を踏まえ、県として着実な実現に向けた取組を図る。

(3) 各部局が有する施策事業の取扱い

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、1市2町に支出している県単独補助金等については、平成18年度に限り1市2町が継続しているものとみなし、当該年度中の合併にあっても補助態様の変更は行わない。

(4) 中核市への支援

1市2町の合併は、中核市である相模原市への編入合併であることから、これまで2町域で県が行ってきた事務のうち、中核市事務として新市が処理することとなる事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に引き継ぎがなされるよう、関係部局連携のもと、必要に応じて人的支援、財政的支援を行う。

(5) 新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

先行した相模原市・津久井町・相模湖町の合併の際の支援の考え方を踏まえ、市町村合併特例交付金を措置する。

(6) 県機関のあり方の検討

1市2町が合併することで、津久井郡はなくなることとなるが、これに伴い、津久井郡を所管する県機関のあり方を検討する際には、住民生活に支障のないよう十分配慮することとする。

特に、合併にかかる主要な財政支援である市町村合併特例交付金については、先の相模原市、津久井町、相模湖町の合併において講じた10億円に加え、相模原市、城山町、藤野町の合併において、さらに5億円を講じ、県北地域における合併に対して、総額で15億円にのぼる支援を行っている。

市町村合併特例交付金の算定について

区分	内容	算定基準		相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる支援額 (17年度)	相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる支援額 (18年度)	1市4町全体への支援額
基本額	1合併あたりの基本額	5億円		5億円	—	5億円
中核市域への移行にかかる加算	町域が中核市域に移行することに伴う経費増加等への措置(町域で行うこととなる福祉事務所・保健所業務経費等)	新市に編入される団体数当たり	×1.5億円	3億円 (1.5×2団体)	3億円 (1.5×2団体)	6億円 (1.5×4団体)
団体数の変更にかかる加算	団体数が減少することに伴う県支出金収入の減少等への措置		×1億円	2億円 (1×2団体)	2億円 (1×2団体)	4億円 (1×4団体)
合計				10億円	5億円	15億円

3 県北地域の市町村合併にかかる基本的事項

(1) 相模原市、城山町、藤野町における合併の背景と必要性

ア 総合的・効果的な施策の展開

地方分権の時代を迎え、市町村は質の高い行政サービスを提供するため、それぞれの地域課題に対して、自らの考えと力で解決しなければならなくなっている。

中核市である相模原市は、保健所業務や社会福祉施設の設置許可など、政令指定都市に次ぐ権限をもって、事務事業を総合的かつ効率的に行っているが、合併により、これまで城山町及び藤野町において、県が行ってきた中核市業務を新市が直接行うこととなり、総合的な施策展開が可能になる。

このように、基礎自治体として権限と責任をもって行政を進めていくことは、地方分権の時代にふさわしい自立都市の構築につながるものである。

また、合併により基礎自治体としての規模が大きくなることから、地域住民が主体となり地域課題を解決する仕組み、いわゆる都市内分権が求められるが、旧町の単位を区域とする地域自治区の設置により、個性あるまちづくりを実現する都市内分権が促進され、住民自治の充実が図られるものと期待される。

イ 効率的な行財政運営の推進

城山町では年少人口はほぼ横ばいであるが、生産年齢人口は減少しており、藤野町では年少人口、生産年齢人口とも減少している。相模原市においても年少人口は減少、生産年齢人口はほぼ横ばいという傾向を示しているが、1市2町とも老年人口は増加の一途をたどっているなど、急速な速さで少子高齢化が進んでいる。

担税者が減少する一方で、保健・福祉・医療などのサービスを必要とするニーズが高まるため、少子高齢化は将来の財政運営に深刻な影響を与えられられるが、一方、地方にも大きな影響を及ぼす国の財政状況や三位一体改革の先行きは不透明であることから、基礎自治体である市町村における一層の行政改革が必要である。

相模原市、城山町、藤野町は、津久井広域道路の整備促進に取り組むとともに、図書施設の相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターにおける広域的な相談業務を行うほか、城山町、藤野町の一般廃棄物処理事務や消防事務の委託を、相模原市で受けるなどの広域連携を図ってきており、相互の結び付きが深い地域であるが、より効率的な行政運営のため、市町村合併という手法を選択したところである。

(2) 神奈川県市町村合併推進審議会における議論

昨年10月に設置された神奈川県市町村合併推進審議会においては、知事の諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」を踏まえ審議を進め、本年11月27日に答申がなされたが、その中で「本県における今後の期待される市町村像」実現に向けて、次のとおりとりまとめている。

神奈川県における「今後の期待される市町村像」実現のための手法

これまで本県市町村では、広範な住民ニーズへの対応手法として、事務の受委託や一部事務組合の設置など、周辺市町村等との共同処理・広域連携による対応などの取組を進め、一定の効果を上げていますが、一方で、その責任の所在が不明確になりがちであることや、迅速な意思決定ができ難いなどのデメリットも指摘されています。

市町村合併は、新たな枠組みの中で、地域におけるまちづくりを抜本的に見直し、集約した投資を通じて、環境の保全を図りながら、地域の活性化を図る契機ともなるものです。

こうした観点からも、「本県における今後の期待される市町村像」を具体に実現していくための手法として、市町村自らがある程度広域的にまとまり、統一的な推進主体となり得る市町村合併は、極めて有効な手段の一つであると考えられます。

本県における合併検討の視点について

本県市町村は、比較的狭い県土にあっても、多様で豊かな自然資源に恵まれ、鉄道や道路網の整備も進み、市街地が連たんしているという地域特性から、一定の地域が合併することにより、新たな統一的な経営主体のもとで、住民生活に密着した事務の効率化が十分に期待できるとともに、地域特性を踏まえた一体的なまちづくりを進め得るものと考えられます。

総務大臣の定める基本指針においては、構想対象市町村の組合せとして、(a)生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、(b)更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、(c)おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村の3つの組合せ例が示されていますが、本県市町村では、厳しい財政事情を主な要因とした、いわば緊急避難的とも言える合併検討ではなく、将来を展望する中で、未来を拓き、未来に挑む合併検討が可能であると考えられます。

そこで、本県における合併検討は、基本指針における3つの組合せ例のうち、(b)を主眼に置き、「将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく」との観点からの検討が特に有効であると考えます。

具体的には、県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として、「中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市」を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であると考えます。

なお、そうした都市を実現するための市町村の具体的な組合せについては、政令指定都市を除く全ての市町村を対象とすることを基本とし、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査報告書」及び「市町村合併に関するアンケート」の結果等を踏まえ、慎重に検討していく必要があります。

相模原市、城山町、藤野町の合併により誕生する新・相模原市は、急速な都市化が進む地域と、豊かな自然環境を有する地域を併せ持つことから、その個性ある地域資源を活用し、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」をめざした新たなまちづくりに取り組むこととしているが、こうした将来像に向けた取組は、合併前の市町においてはなし得ないことである。

その意味で、市町村合併が「新たな枠組みの中で、地域におけるまちづくりを抜本的に見直し、集約した投資を通じて、環境の保全を図りながら地域の活性化を図る契機ともなる。」との審議会の考え方にも叶うものと考えられる。

また、審議会においては、「本県における合併検討は、総務大臣の基本指針の3つの組合せ例のうち、(b)更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村を主眼に置き、『将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく』との観点からの検討が特に有効である。」としているが、新・相模原市は、合併によって、これまで町域であった区域が中核市域となることで、幅広い権限のもと、新たな統一的な経営主体の下で、住民生活に密着した事務の効率化が十分に期待できる。

次に、審議会における市町村合併の枠組みの方向性として、「県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であると考えられる。」としているが、新・相模原市は、こうした考えを先取りする形での合併を実践している、いわばモデルケースとも考えることができる。

さらに、審議会において、今後の期待される市町村像を実現するための市町村の組合せについて「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査報告書」等の結果を踏まえ、合併検討の基礎ともなる6つの圏域を示し、それぞれの圏域の実情に応じた合併検討の方向性を示したが、そのうちの1つの圏域と同じ枠組みで合併を実現することになる新・相模原市は、今後の期待される市町村像に最も近い基礎自治体となり得ると考えられる。

4 構想対象市町村

(1) 本構想における対象市町村

相模原市、津久井郡城山町、津久井郡藤野町

(2) 構想に位置付ける意義

相模原市、城山町、藤野町は、すでに来年3月11日の合併を確定しており、県としてもこれを積極的に支援すべく、市町村合併特例交付金をはじめとする各種の措置を講じているところである。

国においては、合併新法のもとでも引き続き自主的な市町村合併を推進していく観点から、昨年8月31日に「新市町村合併支援プラン」を決定している。新支援プランにおいては、支援の対象地域を

- ・ 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- ・ 新法に基づいて合併した市町村

とし、地方行財政上の支援策や関係省庁の連携による支援策を講じている。

市町村合併は、長期的にはスケールメリットが発生し、行政改革にも資するものであるが、合併の前後にあたっては、合併準備にかかる電算システムの統合経費など、一時的に多額の経費が見込まれ、こうした点に対して、国においても新支援プランにおいて支援措置を講じているが、その要件として、県の構想における構想対象市町村としての位置付けが必要となる。

このことから、相模原市、城山町、藤野町からは、本年7月に「合併準備に対する国からの財政支援措置を確実なものとするため、国の新市町村合併支援プランに基づく支援を受けることができるよう、1市2町を合併新法に基づく「構想」へ位置づけられたい」旨の要望がなされている。

県が1市2町を対象として構想を策定し、国の合併支援措置を確実に享受できる環境を整えることで、県の支援策と併せて、1市2町の合併準備や新市のまちづくりをより円滑に進めることが可能となる効果がある。

5 全体構想との関係

県では、審議会の答申を踏まえ、自主的な市町村合併を推進するための県の取組について、全体構想ともいうべき構想の策定に着手する。

全体構想案では、市町村等の意見も聞きながら、今後の市町村合併に対する考え方や合併検討の組合せ、さらには県の支援のあり方等について明らかにし、合併新法の定めるところにより、審議会の意見を改めて聴いたうえで、構想として確定する運びとなるが、本構想は、県北地域1市2町の合併が確定した事実を捉え、全体構想に先行する形で策定したものと位置付ける。